

令和6年

第 1 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和6年1月12日(金) 開催
於 三戸町役場4階大会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月12日(金) 午後2時0分 から 午後2時25分

2. 開催場所 三戸町役場4階大会議室

3. 出席委員 14 名

会長	14 番	梅田 晃
会長職務代理者	13 番	神谷 陽一
委員	1 番	武士沢 隆悦
委員	2 番	井畑 育子
委員	3 番	上野 敏昭
委員	4 番	中澤 隆浩
委員	5 番	工藤 洋一
委員	6 番	千澤 正知
委員	7 番	沼邊 義雄
委員	8 番	老久保まゆみ
委員	9 番	照井 秀美
委員	10 番	松本 誠子
委員	11 番	一ノ渡 重義
委員	12 番	佐々木 俊一

4. 欠席委員 名

委員	番
委員	番
委員	番
委員	番

5. 現地調査報告者 5 名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	17	水梨 敏晴
推進委員	21	山端 巧
推進委員	22	竹原 広実
推進委員	23	大村 彰

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第 1号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について
第4	議案第 2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第5	議案第 3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第6	議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極壇 浩
次長	松澤 俊彰
主幹	平谷 賢一
会計年度任用職員	山下 加津代

8. 議事録署名委員

委員	7 番	沼邊 義雄
委員	8 番	老久保まゆみ

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
4番中澤委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和6年第1回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
7番沼邊委員、8番老久保委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第1号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第1号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第1号について補足説明いたします。
本件は、贈与税等の納税猶予の特例を受けている受贈者について、農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。

農地等を推定相続人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税及び不動産取得税の猶予の特例を受けることができますが、適用を受ける場合は、税務署及び県民局に対し、3年毎に継続届出書を提出する必要があります。

この際、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を添付することになっているところです。

提出しない場合は、納税猶予が打ち切られることとなります。このため、相続人から農業委員会に対し、証明書の申請があった場合に、速やかに発行できるよう、事前の承認を得ようとするものであります。

なお、贈与税納税猶予継続対象者は2名、不動産取得税徴収猶予継続対象者は2名となっております。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

	【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第1号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	日程第4 議案第2号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主幹	【議案第2号を議案書をもとに朗読】
次長	議案第2号について補足説明いたします。 番号1は所有者が譲受人に管理を任せていた農地について、今回売買して譲り渡すために申請があったものです。
議長	農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、水梨推進委員から報告をお願いします。
水梨 推進委員	現地調査について報告いたします。 12月27日、午前11時から、私と工藤哲子推進委員、及び事務局職員とで、現地調査を行いました。 農地は段差で境界もはっきりとしているため、問題は無いものと見て参りました。 以上、報告いたします。
議長	ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。
	【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第2号を採決いたします。 本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	日程第5 議案3号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主幹	【議案第3号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第3号について補足説明いたします。

本案は、申請者がこの農地を、自身の営む自動車修理工場の駐車場や資材置き場として使っていたものですが、農地転用が必要だと知り、現状を是正するため申請したものです。

周囲は道路と宅地、農地に隣接していますが、段差もあり、周囲の農地への影響はないと考えられます。

立地基準としては、10ヘクタール未満の一団の農地であり、周辺は道路や宅地にも囲まれていることから、その他の農地(第2種農地)と判断いたしました。

一般基準では、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられるため許可相当であると判断されます。

本件は追認事案となり、県とも協議をしたところ、周囲に代替えとなり得る農地以外の土地や第3種農地が無いこと、業務の利便性を勘案し許可可能との意見を確認しております。

議長

農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、竹原推進委員から報告をお願いします。

竹原
推進委員

現地調査について報告いたします。

12月27日午前9時から、私と山端推進委員、大村推進委員及び事務局職員で、現地調査を行いました。

番号1ですが、申請地は、JA八戸営農センターから田子方面へ350メートルほど行ったところにある土地です。

申請者は転用許可が必要と知らずに駐車場などとして使ってる現状を是正するため、転用の申請をしたものです。

申請地は、周囲は道路、宅地や農地に囲まれ、境界が明確となっており、また、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、農地転用はやむを得ないと見てまいりました。

以上、報告します。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第3号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第6 議案第4号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第4号を議案書をもとに朗読】

次長	議案第4号について補足説明いたします。 本案は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を審議、決定いただくものです。 番号1及び2は貸し渡し人が農地を管理できなくなったため、農地を中間管理機構へ登録していたものを、規模拡大を考えていた借り受け人が借り受けたいと申し出たものです。 次に番号3及び4は、貸借期間満了したものについて、同じ条件で再度契約しようとするものです。 本案は、全て貸し渡し人、中間管理機構及び借り受け人の一括で行うものとなっています。
議長	それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。
議長	【無しの声多数】 質疑を終結いたします。 これより議案第4号を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。
議長	これをもちまして、令和6年第1回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。 終礼を行います。 ご起立願います。 「礼」

終了 午後2時25分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

令和6年1月12日(金)

議長	梅田 晃
会長	14 番
会議録署名者	沼邊 義雄
委員	7 番
会議録署名者	老久保まゆみ
委員	8 番